

鳥獣害防止総合対策事業に係る交付金の配分基準について

〔 19 生産第 9427 号 〕
〔 平成 20 年 3 月 31 日 〕
〔 農林水産省生産局長 〕

改正 平成 21 年 3 月 31 日

最終改正 平成 21 年 5 月 29 日

鳥獣害防止総合対策事業については、先に鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

(別紙)

鳥獣害防止総合対策事業に係る交付金の配分基準について

鳥獣害防止総合対策事業実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別記1の第4の鳥獣害防止総合支援事業の実施に必要な交付金は、次に掲げる事項に基づき算定された額を、各事業実施主体へ配分するものとする。

第1 交付金の交付対象

1 交付対象事業

本交付金は、要綱別表1の事業内容の欄に定める推進事業及び整備事業に必要な経費に充当するものとする。

2 事業実施主体ごとの計画に応じた配分

(1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に規定する被害防止計画に基づく取組について（2）及び（3）により配分対象事業実施計画を決定するものとする。

(2) 各事業実施主体ごとの事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）について別表1に基づき算定したポイントの合計値を当該事業実施計画の獲得ポイントとし、推進事業及び整備事業予算額の範囲内において、ポイントが上位の事業実施計画から要望額に相当する額を配分する。

ただし、その最終の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合は、配分の対象としない。

(3) 順位付けの結果、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合は、被害防止計画における被害軽減目標、被害金額、被害防止活動推進の取組及びその継続性、頑張る地方応援プログラム、定住自立圏構想との連携等を考慮し、配分対象事業実施計画を決定するものとする。

(4) 次に鳥獣被害被害特措法第4条に規定する被害防止計画以外の計画に基づく取組について、（2）及び（3）により配分対象事業実施計画を決定するものとする。

(5) 交付金の配分後に予算額に残余が生じ、当該残余について追加の配分をしようとする場合にあっては、既に事業を実施している地区に係る配分は行わないこととし、新たに事業の実施を予定している地区について（1）から（4）までの規定を準用する。

第2 配分基準の考え方の見直し

本通知の配分基準の考え方については、本事業の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年5月29日から施行する。

別表 1

審査項目及び取組内容の基準	ポイント
1 計画性に関する審査 ア 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条に規定する被害防止計画に基づく取組の場合 イ ア以外の被害防止計画に基づく取組の場合	5 1
2 総合性に関する審査 ア 個体数調整、被害防除及び生息環境管理に関するすべての取組が行われる場合 イ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか2つの取組が行われる場合 ウ 個体数調整、被害防除及び生息環境管理のうち、いずれか1つの取組が行われる場合	5 3 1
3 広域性に関する審査 ア 複数市町村を範囲とする被害防止計画による取組である場合 イ 一市町村全域を範囲とする被害防止計画による取組である場合 ウ 一市町村のうち一部地域を範囲とする取組である場合	5 3 1
4 実施体制・実効性に関する審査 ア 狩猟免許の取得による捕獲の担い手、技術指導者の育成などにより地域における被害防止対策に係る人材の育成確保に取り組む場合 イ 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成している場合 ウ 地域協議会に、行政（市町村等）、農林漁業者（農林漁業団体等）、技術指導者（都道府県の普及指導機関等）、捕獲関係者（猟友会等）のすべてが含まれている場合	2 2 1
5 その他 ア 推進事業・整備事業に一体的に取り組む場合 イ 農業新技術2007に記載された技術導入による整備を行う場合 ウ 都道府県をまたぐ複数市町村による取組の場合 エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に係る取組の場合	2 1 1 1

注1) 1の計画性に関する審査の取組内容については、当該事業の実施までに、鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画を作成することが確実と見込まれる場合は、当該計画が作成されているものとみなす。

注2) 2の総合性に関する審査の取組内容については、以下のとおりとする。

- ①個体数調整とは、捕獲体制の整備、捕獲機材の整備、処理加工施設の整備、生息状況調査、捕獲監視システムの整備、捕獲技術向上施設の整備等に係る取組。
- ②被害防除とは、防護柵の整備、追払い活動、被害防除技術の導入、被害状況調査（情報マップの作成を含む）等に係る取組。
- ③生息環境管理とは、緩衝帯の設置（牛の放牧、大規模緩衝帯の整備等）、放任果樹の除去、里山

の整備、鳥獣の生息環境整備等に係る取組。

なお、当該事業実地主体の地域において、被害防止計画で対象とする鳥獣の防護柵の整備が必要地域（既整備地域を含む）で、既に概ね8割以上において防護柵が整備済み又は当該年度において整備が見込まれる場合は、被害防除に関する取組が行われているものとみなす。

注3）4の実施体制・実効性に関する審査の取組内容のイについて、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊を編成することが確実と見込まれる場合は、編成されているものとみなす。

注4）審査項目の1、2及び3については、いずれかの取組内容についてのポイントを算定できるものとする。4及び5については各取組内容に応じて、それぞれのポイントを加算し算定できるものとする。

注5）2並びに4のア及びウについては、鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画に記載がある場合は、それぞれ該当する項目の取組があるものとみなしポイントを算定できるものとする。

また、3について、事業内容が一市町村のうち一部地域を範囲とする取組であっても、鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画に基づく取組であれば、一市町村全域を範囲とする被害防止計画による取組であるとみなすこととする。